

韓国で

高病原性鳥インフルエンザが 発生しました！！

渡り鳥飛来のシーズンとなり、世界各地で鳥インフルエンザの発生が確認されていますが、韓国の肉用あひる飼養農場で、**高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6)**が検出されました。

国内でも、野鳥から**高病原性鳥インフルエンザウイルス**の検出が相次いでいます。

本病発生防止のため、今一度、**衛生対策の徹底**をお願いします。

飼養衛生管理基準の遵守の徹底について

◇農場内への病原体の侵入防止のため、

- ・農場出入口や鶏舎周辺の消毒(**石灰散布**等)をしましょう。
- ・鶏舎の**防鳥ネット**の設置、点検、修繕をしましょう。
- ・屋根や壁をもう一度点検して、

野鳥や野生動物の侵入を防ぎましょう。

異常確認時の早期通報の徹底について

◇日頃から飼養する家きんの健康観察を行いましょう。

- ・**特定症状**(沈うつ、産卵率の低下等)を示した場合
- ・死亡率が直近21日間の平均の**2倍以上**になった場合
→速やかに**家畜保健衛生所に通報**してください。

山梨県東部家畜保健衛生所

TEL:055-262-3166 FAX:055-262-3108

夜間の連絡 :090-5535-8005

土日・休日の連絡:090-5535-8005または090-5544-7868



韓国における高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生状況（2017年11月以降）

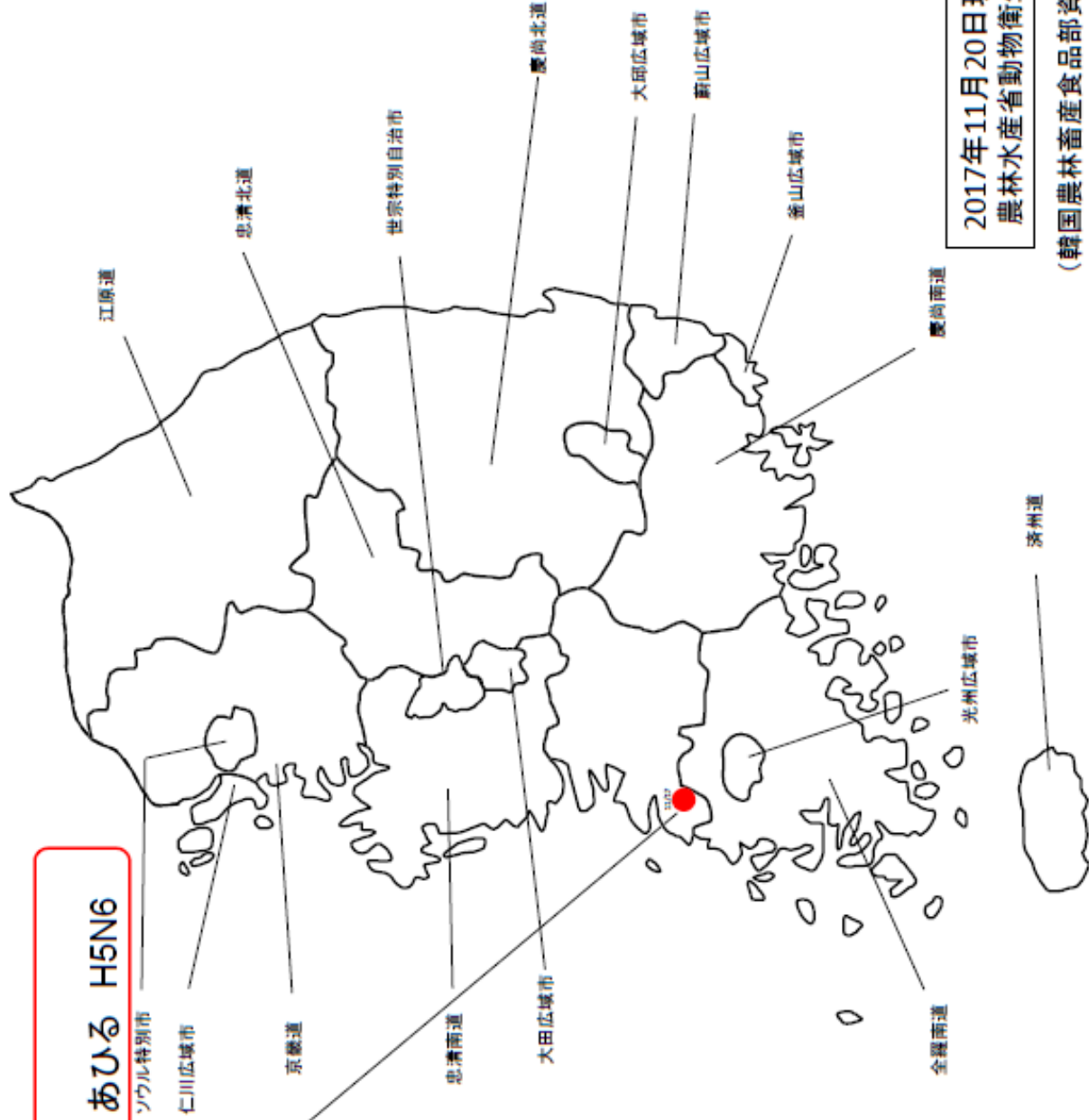
全羅北道（1件）

11月17日※ 高敞（コチャン）郡 あひる H5N6

※ 日は検体の採取日

（概要）

- 肉用あひる飼養農場（飼養羽数12,300羽）
- 11月18日：出荷前検査のPCR検査により、H5亜型の鳥インフルエンザウイルスを検出。殺処分を開始するとともに、移動制限を設定。
- 11月19日：検出されたウイルスは、H5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスであることを確認。



2017年11月20日現在
農林水産省動物衛生課

（韓国農林畜産食品部資料より）